

令和3年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲 法】

以下は架空の事例である。

私立Y女子大学は、保守的な校風を持つ伝統校である。近年は、女子大学においてキャリア教育に力を入れる大学が多いが、そうした中でもY女子大学は「家庭の中で咲く女性」というスローガンのもと、控えめながらも利他的な人間像を教育目標としていた。大学のカリキュラムは、キャリア教育には消極的であるものの、一般教養科目や専門科目は幅広くハイレベルな授業が展開されており、そうした授業に魅力を感じた受験生も集まる人気校であった。

Xは、まさにY女子大学の教授陣や授業に魅力を感じて入学し、日々、勉学に熱心に取り組んでいた。ある時、そうした授業を通じて他大学のゼミと意見交換をする機会があり、交流するうちに勉強会に誘われた。その勉強会は、様々な大学から参加者があり、Xはそこで政治や外交などを学ぶなかで、そうした議論に大きな意義を感じた。

勉強会の活動の一つとして、社会に発信するというイベントがあり、Xは勉強会の他のメンバーとともに、公園や街頭で、自分たちが考えていることをスピーチした。そうしたスピーチは、憲法改正問題や今の政治的な論争について触れることもあり、聴衆の中には、立場を同じくする者、しない者それぞれがいたが、いずれにしても大学生達による自主的な政治的スピーチに好感が寄せられ、話題となり、ついにはマスコミも大きく取り上げることになった。

XはY女子大学に所属していることも明らかにしていたので、マスコミはその点を取り上げることもあった。連日、Xに関するマスコミ報道は続き、大学にマスコミが押し掛けることもあった。そうした中で、Y女子大学はXの行動が大学の定める「生活要録」に反しているとして、退学処分を下した。

Y女子大学が定める「生活要録」は、学生手帳に掲記されており、学生の政治運動は事前に大学当局に届出をしてその指示を受けるべきことや学生が大学当局の許可を受けずに学外の団体に加入することを禁止するなどが規定されていた。

Xは、この処分は憲法上の疑義があると考えて、学生身分確認の訴えを提起しようと考えている。

問1 X側はどのような憲法上の主張をすることができるだろうか。(配点40点)

問2 Y女子大学側は、どのような反論をすることが考えられるだろうか(配点40点)

以 上

【刑 法】

以下の【事例】を読み、甲の罪責について、具体的事実を指摘しつつ、論じなさい。なお、特別法違反については論じる必要はない。

【事例】

- 1 都内某区内においては、深夜帰宅途中の女性を狙った強盗事件が多発していた。目撃証言によると、身長180cm以上の大柄な男による犯行とされていた。甲女（22歳、身長155cm、体重48kgの小柄な体型）は、自宅が同区域内にあり、不安を感じていたことから、護身用の特殊警棒を持ち歩いていた。これは、縮小時は20cmであるが、グリップ部分を持って振り下ろすと50cmまで伸長させることができ、重量が500gあり、カーボンスチール製で耐衝撃性に優れ、打撃力があるものである。
- 2 ある日の深夜、甲が残業を終えて帰宅する途中、背後から、「その人、止まって。」と声を掛けられたので振り返ると、大柄なA男（24歳、身長185cm、体重84kgの筋肉質な体型）が自分に近づいて来るのが見えた。甲は、女性を狙った強盗犯人かも知れないと考え、慌てて駆け出すと、Aが「待てよ！」と叫びながら追いかけてくるので、強盗に違いないと確信した。そこで、甲は、Aから見られないように、所持していた特殊警棒を伸張させ、Aが追いついたときに、自分の身を守るために、振り向き様に特殊警棒でAの頭部を殴りつけた。Aは、倒れ込む際にコンクリートの壁に後頭部を強打し、その場で気を失った。これにより、速やかに治療を受けていれば、全治1か月に止まる程度の傷害を負った。
- 3 甲がAに近づくと、その手元には自分の定期入れが落ちていた。Aは、強盗事件とは無関係であって、甲が定期入れを落としたのを目撃して拾い、甲に声を掛けていたに過ぎなかったのである。甲は、定期入れを手にとったとき、自分の勘違いに気が付き、大変なことをしてしまったと思い、携帯電話を取り出して救急車を呼ぼうとも考えたが、刑事責任が問われることをおそれ、しばらく逡巡していた。Aが倒れた場所は、街灯の光もほとんど及ばない暗がりの狭い路地であり、周囲の人通りは全くなかった。Aの頭部からは出血が続いており、Aがうわごとを言い出していることから、甲は、このまま放置した場合にはAの生命に危険があることを認識したが、「顔は見られていないし、このまま立ち去っても分かるはずがない。死ぬかも知れないけど、この人も運がよければ助かるでしょう。」と思い、その場を立ち去った。
- 4 Aは、朝方に発見されたが、すでに死亡していた。Aは、格闘技経験者で、パンチを受けた後遺症で脳に障害を負っており、この障害と上記の後頭部への強打を長時間放置したことが相まって、脳機能の障害が促進して死亡するに至ったものである。Aの障害は、一見して分かるものではなく、甲もそのことを認識していなかった。なお、甲がAを放置せずに直ちに救急車を呼んで、医師による適切な治療を受けさせていれば、十分にAの命を取り留めることができたものとする。

以 上